

「地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー） 養成および実践活動助成事業」募集要項

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

本助成は、地域に根ざした各種団体が行う、コロナ禍の地域住民の孤立を防ぐことを目的としたサロン活動や見守り活動、相談支援活動などで必要な費用と、その活動を実践する人材を養成するための講座・研修の開催に対して助成を行うものです。

2 助成対象団体

- ①地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO 等
(法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人)
- ②市区町村を対象とした研修を開催する市区町村社会福祉協議会

【対象要件】

- 団体の年間予算規模（前年度総収入額）が概ね 300 万円未満であること
- ※市区町村社会福祉協議会はその限りではありません
- 令和4年3月以前に設立された団体であること
- 団体名義の振込口座を持っていること
- 団体の事務局を持っていること

【対象外団体】

- 自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体
- 前年度の総収入が 300 万円以上（補助金、委託金、助成金含む）の団体
- 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。
- ※暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が事業の運営等に関与していると認められる団体のこと

3 助成対象事業

次の①②を両方実施する活動（事業）で、かつ総事業費が 10 万円以上の活動（事業）

①活動する人材の養成講座・研修の開催

講座・研修は、約90分で、中央共同募金会が作成した動画及びワークブックに沿って受講していただきます。

②実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動・事業

【対象経費】

- 講座開催に要する経費（会場費、通信運搬費、消耗品費等）
- 講座開催時の感染症対策のための経費（アクリル板、消毒用品等）
- オンラインでの講座開催のための備品購入（PC、通信のための機器等）
- 実践活動に要する経費
（通信運搬費、会議費、器具备品費、消耗品費、賃借料、その他）
- ボランティアの交通費等の実費弁償費
- ボランティア行事用保険の保険料

【対象外経費】

- ・スタッフやボランティア等の人件費や謝金
- ・ボランティア活動保険料
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

4 助成事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間で実施する事業

5 助成額

- 1件あたりの助成額 10万円（総事業費10万円以上であること）
- 助成総額は180万円を予定しています。

※市区町村社会福祉協議会（地区社会福祉協議会は除く）が、市区町村内の団体・個人を対象とした研修を開催する場合のみ助成上限額は50万円とします。

6 募集期間、決定時期

応募受付期間：令和5年1月10日（火）～令和5年2月15日（水）必着

助成決定時期：令和5年3月20日（月）

7 応募方法

別紙助成要望書に必要事項を記入の上、以下の①～④の添付資料（必須）と併せて、送付してください。

- ①団体の規約又は会則又は定款
- ②令和3年度事業報告書及び決算資料
- ③令和4年度事業計画書及び予算書
- ④その他機関紙、パンフレット等団体の活動内容がわかるものがあれば添付すること

8 助成の決定

- (1) 本会において応募内容を確認し、必要に応じてヒアリング等を行います。
- (2) 配分委員会において審査の上、助成決定を行います。審査の結果は、応募団体あてに郵送により通知します。
- (3) 助成決定にあたっては同一地域内に助成が集中しないよう地域バランスを考慮します。

9 研修・講座に使用する教材について

今回の助成により実施する講座・研修の開催にあたっては、中央共同募金会が提供する研修動画・ワークブック（テキスト）を使用させていただきます。動画・ワークブックは、中央共同募金会 WEB サイトの助成決定団体専用ページから視聴・ダウンロードいただくものとし、助成が決定した団体に専用ページの URL とパスワードを通知します。

なお、この研修動画・ワークブックは、中央共同募金会の助成により、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターが企画・開発したものです。

10 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページや SNS などでも発信してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成金による活動が終わったら、1 か月以内に所定の様式で、報告書を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

11 その他

- (1) 助成金は、助成決定後、交付申請書に基づいて、交付します。
- (2) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開いたします。

[問い合わせ]

社会福祉法人 埼玉県共同募金会 業務課

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 3階

TEL:048-822-4045 FAX:048-824-9819

E-mail:11@akaihane-saitama.or.jp